

6 資 料

令和5年度公民館利用状況(人数)・・・・・・・・・・・・・・・・	246
令和5年度公民館利用状況(回数)・・・・・・・・・・・・・・・・	247
令和5年度公民館利用状況(種類別)・・・・・・・・・・・・・・・・	248
令和5年度公民館利用状況(時間別)・・・・・・・・・・・・・・・・	249
春日部市公民館利用状況の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	250
春日部市公民館使用料歳入額の推移・・・・・・・・・・・・・・・・	251
新型コロナウイルス対策の経過報告・・・・・・・・・・・・・・・・	252
令和5年度公民館事業体系(第2次春日部市生涯学習推進計画施策体系による)・・・・・・	255
法 令 社会教育法(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・	262
条例・規則 春日部市公民館条例・・・・・・・・・・・・・・・・	267
春日部市公民館運営審議会条例・・・・・・・・・・・・・・・・	276
春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例・・・・・・	277
春日部市公民館条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・	278
春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例施行規則(抄)・・・・・・	285
要 綱 春日部市公民館印刷機及び複写機の利用による実費徴収要綱・・・・・・	287
要 領 春日部市公民館条例施行規則別表アの全館共通の付属設備の取扱要領・・・・・・	288

令和 5 年度 公民館利用状況（人数）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	合 計
中央公民館	6,155	6,148	6,419	5,011	3,865	6,314	7,128	8,514	6,709	5,838	8,033	5,717	75,851
粕壁南公民館	878	826	844	829	611	985	968	1,064	852	827	848	886	10,418
内牧地区公民館	1,981	1,460	1,782	1,674	1,395	2,049	2,485	2,114	1,695	1,646	1,753	2,440	22,474
内牧南公民館	683	596	815	617	533	741	922	867	733	646	597	1,022	8,772
豊春地区公民館	2,718	2,784	2,852	2,603	2,019	2,829	2,828	2,839	3,232	2,511	2,948	3,758	33,921
豊春第二公民館	2,148	1,654	2,116	2,003	1,577	1,813	2,280	2,194	2,040	1,723	1,961	2,230	23,739
武里地区公民館	3,884	3,252	3,820	3,483	2,905	3,584	3,649	3,810	3,291	3,353	3,531	4,462	43,024
武里東公民館	1,450	1,188	1,253	1,334	766	1,226	1,433	1,403	1,142	1,093	1,245	1,474	15,007
幸松地区公民館	2,702	2,545	2,688	2,814	2,213	2,892	2,724	3,857	2,685	2,244	2,709	3,201	33,274
幸松第二公民館	1,497	1,400	1,467	1,259	803	1,268	1,271	1,409	1,236	1,093	1,288	1,393	15,384
豊野地区公民館	1,219	1,108	1,020	1,104	923	1,356	3,376	1,423	996	1,086	1,328	1,310	16,249
藤塚公民館	1,467	1,394	1,419	1,376	971	1,440	1,548	1,567	1,439	1,280	1,448	1,573	16,922
武里南地区公民館	999	1,102	1,240	1,306	1,093	1,057	1,202	1,173	1,224	1,052	1,124	1,156	13,728
武里大枝公民館	2,277	1,672	1,741	1,936	2,332	1,690	1,809	1,713	1,632	1,460	1,683	2,142	22,087
庄和地区公民館	3,650	3,830	3,588	4,331	3,058	4,893	3,973	3,889	2,876	3,543	4,001	5,415	47,047
庄和南公民館	2,396	1,865	2,445	2,156	1,719	1,411	1,370	2,048	2,302	1,769	1,041	1,929	22,451
合 計	36,104	32,824	35,509	33,836	26,783	35,548	38,966	39,884	34,084	31,164	35,538	40,108	420,348

令和 5 年度 公民館利用状況（回数）

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	合 計
中央公民館	558	542	580	551	520	563	591	592	505	516	480	527	6, 525
粕壁南公民館	93	81	94	89	74	99	100	104	91	91	96	95	1, 107
内牧地区公民館	302	253	302	280	285	315	258	276	297	304	284	391	3, 547
内牧南公民館	105	121	139	126	111	137	180	154	113	132	106	143	1, 567
豊春地区公民館	278	287	309	291	263	337	352	329	327	314	335	372	3, 794
豊春第二公民館	221	200	237	234	198	232	240	223	205	203	210	212	2, 615
武里地区公民館	448	372	405	389	351	369	353	380	349	324	380	427	4, 547
武里東公民館	130	128	131	130	79	122	144	139	117	111	133	149	1, 513
幸松地区公民館	283	274	285	297	249	282	274	229	258	248	264	314	3, 257
幸松第二公民館	107	98	103	95	78	97	97	103	91	85	96	111	1, 161
豊野地区公民館	110	103	110	119	107	152	134	136	112	116	116	142	1, 457
藤塚公民館	174	158	155	164	129	178	190	179	159	162	174	185	2, 007
武里南地区公民館	157	137	153	164	160	140	162	157	153	156	172	183	1, 894
武里大枝公民館	201	181	199	202	197	188	204	195	179	156	164	205	2, 271
庄和地区公民館	278	299	278	249	220	249	280	291	235	256	289	310	3, 234
庄和南公民館	213	224	237	236	206	178	183	237	227	198	135	227	2, 501
合 計	3, 658	3, 458	3, 717	3, 616	3, 227	3, 638	3, 742	3, 724	3, 418	3, 372	3, 434	3, 993	42, 997

令和 5 年度 種類別公民館利用状況

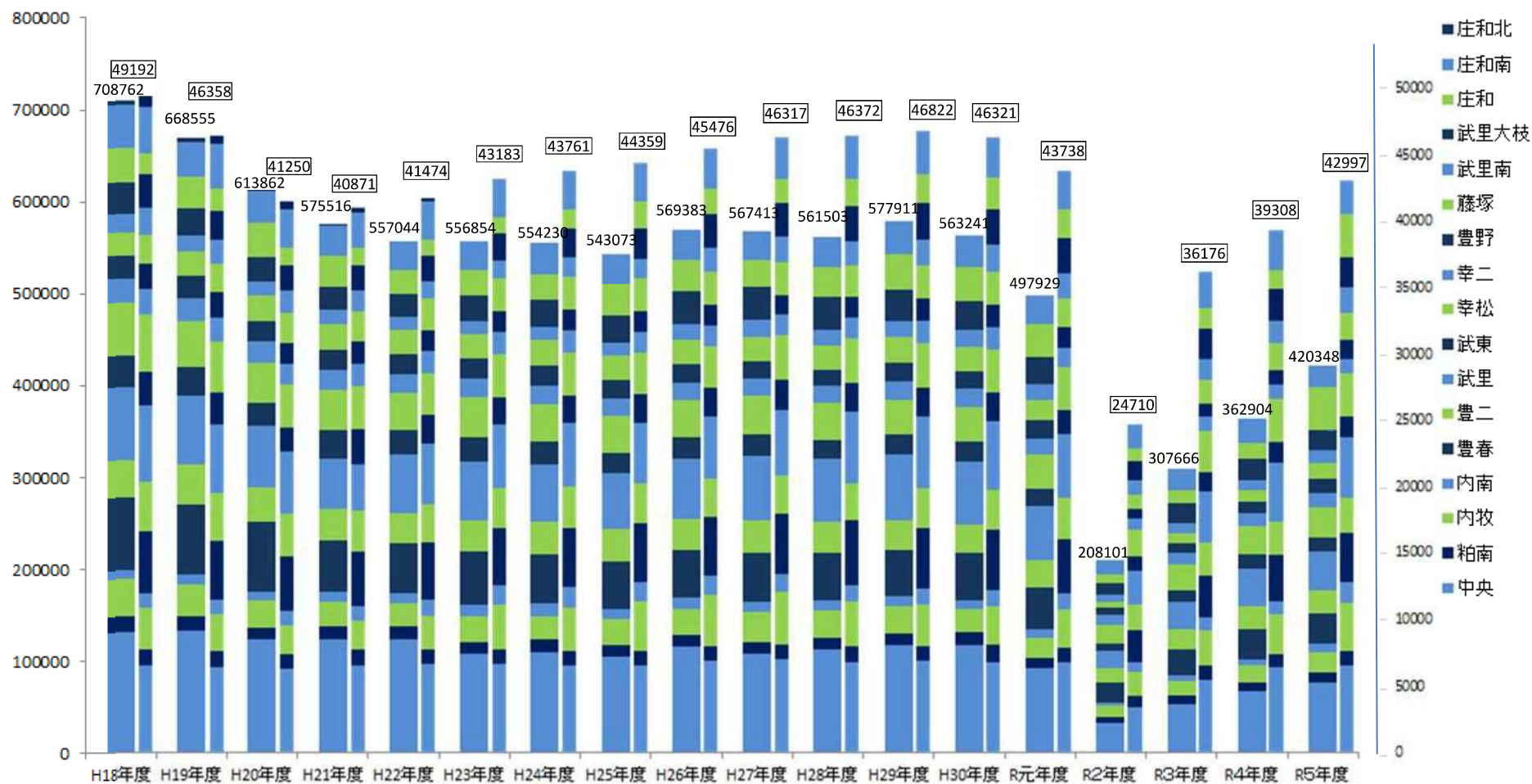
	教室・講座・行事		行政機関の利用		青少年団体		成人団体		女性団体		高齢者団体		個人利用		合 計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
中央公民館	135	8,064	312	9,440	199	2,665	2,464	35,592	1,303	8,679	935	10,234	1,177	1,177	6,525	75,851
粕壁南公民館	28	312	75	1,183	24	261	318	3,840	520	3,461	128	1,347	14	14	1,107	10,418
内牧地区公民館	25	2,852	96	1,710	568	4,557	1,112	5,357	961	5,085	468	2,596	317	317	3,547	22,474
内牧南公民館	22	506	5	33	79	602	370	2,286	556	3,489	268	1,589	267	267	1,567	8,772
豊春地区公民館	73	1,873	117	3,993	214	4,758	1,192	9,216	1,157	10,223	539	3,356	502	502	3,794	33,921
豊春第二公民館	93	1,933	78	1,887	273	4,177	760	5,596	926	7,958	254	1,957	231	231	2,615	23,739
武里地区公民館	148	4,274	123	4,135	209	2,218	2,033	20,280	1,165	8,148	420	3,520	449	449	4,547	43,024
武里東公民館	12	278	26	687	62	524	468	5,696	633	5,957	210	1,763	102	102	1,513	15,007
幸松地区公民館	84	3,096	35	870	307	4,844	1,632	14,660	1,022	8,014	165	1,778	12	12	3,257	33,274
幸松第二公民館	3	106	63	1,157	156	2,897	346	4,399	480	5,658	103	1,157	10	10	1,161	15,384
豊野地区公民館	64	4,094	67	1,400	163	1,810	622	4,569	333	3,082	109	1,195	99	99	1,457	16,249
藤塚公民館	9	219	41	535	121	564	468	3,821	754	5,956	403	5,616	211	211	2,007	16,922
武里南地区公民館	28	918	23	278	161	1,411	481	3,515	865	6,254	171	1,187	165	165	1,894	13,728
武里大枝公民館	46	1,342	95	3,538	9	75	1,488	12,780	495	3,340	118	992	20	20	2,271	22,087
庄和地区公民館	61	4,718	45	1,540	435	10,424	1,370	17,084	1,147	12,475	117	747	59	59	3,234	47,047
庄和南公民館	59	592	73	1,105	233	4,927	933	8,275	1,030	6,813	110	676	63	63	2,501	22,451
合 計	890	35,177	1,274	33,491	3,213	46,714	16,057	156,966	13,347	104,592	4,518	39,710	3,698	3,698	42,997	420,348

令和 5 年度 時間別公民館利用状況

	平日利用				土・日・祝日利用					
	8:30～17:00		17:00～22:00		8:30～17:00		17:00～22:00		合 計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
中央公民館	3,697	39,034	1,018	6,719	1,516	28,062	294	2,036	6,525	75,851
粕壁南公民館	691	6,201	87	1,060	287	2,860	42	297	1,107	10,418
内牧地区公民館	1,250	6,908	852	4,593	1,031	8,980	414	1,993	3,547	22,474
内牧南公民館	784	4,318	247	460	462	3,224	74	770	1,567	8,772
豊春地区公民館	2,190	19,019	492	5,289	951	8,646	161	967	3,794	33,921
豊春第二公民館	1,655	14,082	235	2,701	699	6,884	26	72	2,615	23,739
武里地区公民館	2,389	22,800	570	2,920	1,352	15,483	236	1,821	4,547	43,024
武里東公民館	1,018	9,462	101	742	368	4,609	26	194	1,513	15,007
幸松地区公民館	1,651	14,719	386	4,800	947	11,467	273	2,288	3,257	33,274
幸松第二公民館	613	7,267	152	2,317	367	5,258	29	542	1,161	15,384
豊野地区公民館	881	8,121	132	1,285	384	6,383	60	460	1,457	16,249
藤塚公民館	1,190	10,315	178	1,145	616	5,364	23	98	2,007	16,922
武里南地区公民館	1,244	9,395	99	273	467	3,815	84	245	1,894	13,728
武里大枝公民館	1,330	12,135	151	1,281	737	8,318	53	353	2,271	22,087
庄和地区公民館	1,991	24,739	442	7,030	746	14,845	55	433	3,234	47,047
庄和南公民館	1,520	12,661	215	2,533	677	6,572	89	685	2,501	22,451
合 計	24,094	221,176	5,357	45,148	11,607	140,770	1,939	13,254	42,997	420,348

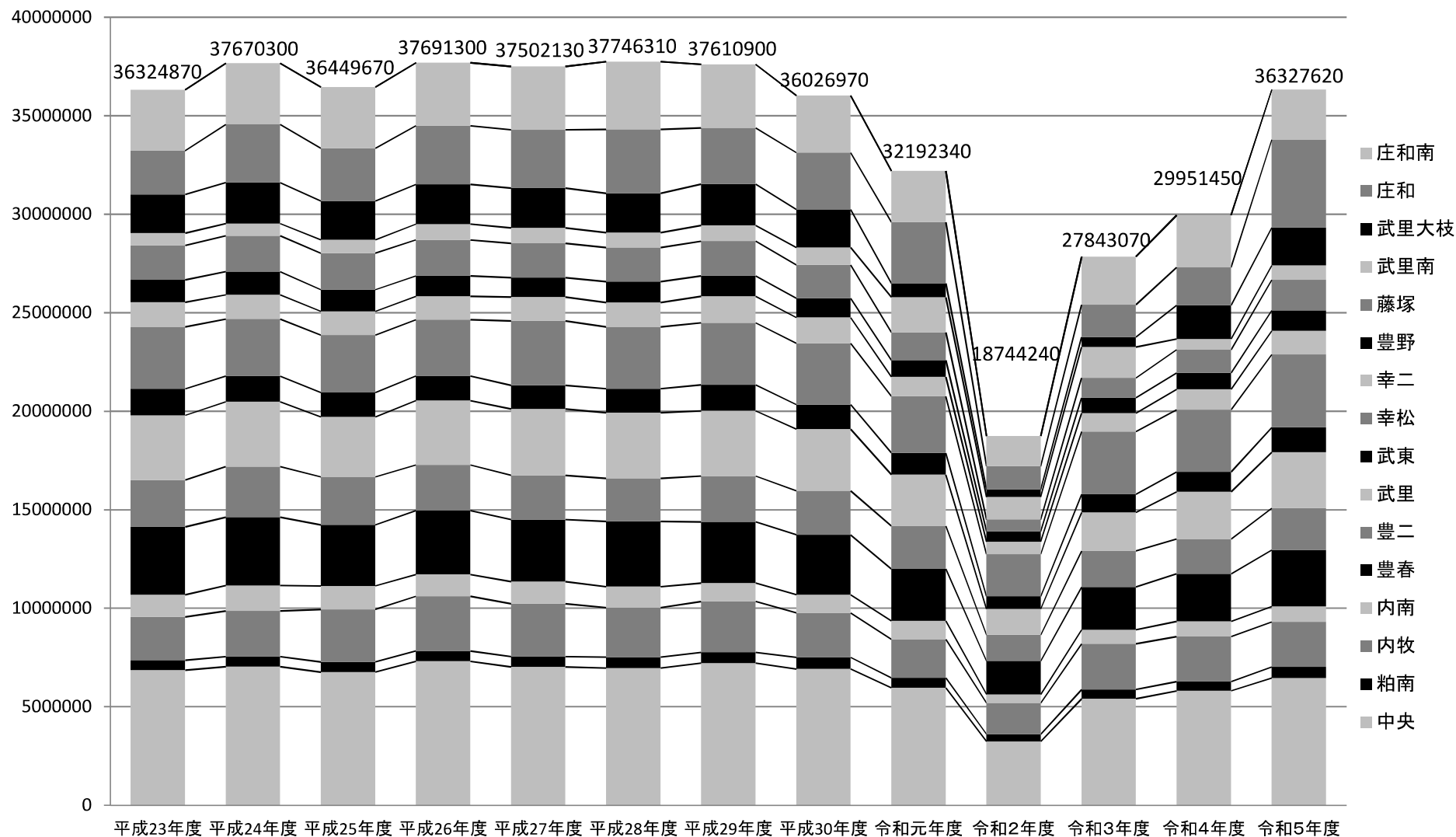
春日部市公民館利用状況の推移

■ 利用人数(左目盛) 単位:人
■ 利用回数(右目盛) 単位:回



単位:円

春日部市公民館使用料歳入額の推移



※令和5年度は見込額

新型コロナウイルス感染防止対策の経過報告

令和元年度

令和2年2月20日	政府発表:「イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただくようお願いします」
令和2年2月21日	公民館主催事業の中止(3月31日まで) ※5月15日まで延長→さらに5月31日まで延長 市民の活動自粛によるキャンセルには使用料の返金をする事とする
令和2年2月25日	春日部市新型コロナウイルス対策本部会議 主催事業開催の見直し
令和2年2月27日	市のホームページに中止する主催事業掲載
令和2年3月2日	県内小中学校休校(5月6日まで) ※5月31日まで延長

令和2年度

令和2年4月4日	公民館貸館休止(フリースペースの利用も禁止。窓口業務と印刷機の利用は継続) ※5月15日まで延長→5月31日まで延長
令和2年4月7日	埼玉県に緊急事態宣言発令 ※5月25日解除
令和2年6月1日	公民館貸館利用再開(換気の悪い部屋、スポーツ利用、3密の状態になる活動については引き続き休止、マスク着用、大声禁止などの制限有。部屋の定員をおおよそ50%に削減)
令和2年6月15日	公民館でのスポーツ利用再開 公民館主催事業についても、準備ができたものから実施する
令和2年6月24日	・国が7月10日から定員数を緩和することにあわせて、館長会議にて各部屋の定員数規制の緩和を検討 ・館内での飲食禁止の緩和、囲碁・将棋・麻雀の利用再開も併せて検討
令和2年7月10日	ガイドラインの変更 ・部屋の定員数規制を緩和 ・館内での飲食を解禁 ・囲碁・将棋・麻雀の利用再開
令和2年10月21日	館長会議にて換気回数の緩和、合唱に対する使用規制の緩和、管楽器の利用再開について検討
令和2年11月17日	ガイドラインの変更 ・1時間に1回の換気を行う⇒30分に1回の換気を行う ・フェイスシールド+マスク着用で合唱を許可⇒マスク着用のみでの合唱を許可 ・管楽器の利用再開
令和2年12月25日 ↓ 令和3年1月17日	貸館業務を一時休止 ・新規利用受付休止 ・20時以降の貸館利用の自粛要請
令和3年1月7日	館長会議にて1月8日～2月7日までの緊急事態宣言発令に伴う臨時休館時の対応について検討
令和3年1月8日 ↓ 令和3年2月7日	緊急事態宣言発令に伴う臨時休館 ・新規利用受付休止期間を12月25日から1月17日⇒2月7日まで延長 ・20時以降の貸館利用の自粛要請 ・公民館主催事業は2月7日までのものは中止・延期
令和3年2月3日	館長会議にて緊急事態宣言の延長に伴う対応について、館内での食事禁止について検討
令和3年2月8日	ガイドラインの変更 ・館内での食事禁止
令和3年2月8日 ↓ 令和3年3月7日	緊急事態宣言の延長に伴う臨時休館期間の延長 ・新規利用受付休止期間を12月25日から2月7日⇒3月7日まで延長 ・20時以降の貸館利用の自粛要請 ・公民館主催事業は3月7日までのものは中止・延期
令和3年3月8日 ↓ 令和3年3月21日	緊急事態宣言の再延長に伴う臨時休館期間の延長 ・新規利用受付休止期間を12月25日から3月7日⇒3月21日まで延長 ・20時以降の貸館利用の自粛要請 ・公民館主催事業は3月21日までのものは中止・延期
令和3年3月22日	ガイドラインに基づいた利用制限の運用再開

新型コロナウイルス感染防止対策の経過報告

令和3年度

令和3年6月1日	ガイドラインの変更 ・字句の修正を行ったもの 大きな声をだすことや歌うこと(合唱等)、近距離で対面し、飛沫感染の恐れが高い活動(囲碁等)、強く息を吹き込む楽器演奏(管楽器等)について、字句の修正を行ったもの
令和3年6月23日	ガイドラインの変更 ・字句の修正を行ったもの(「屋外施設の食事のご利用できません」重複記載箇所削除)
令和3年7月20日	春日部市もまん延防止等重点措置の対象区域に指定 まん延防止等重点措置の指定期間:7月20日(火)から8月22日(日)まで ・20時以降の貸館利用は自粛要請 ・ただし既に20時以降の予約している団体等は、20時以降の利用中止の自粛要請 ・新規予約を受け付けする場合の利用時間は20時まで ・公民館主催事業は新型コロナウイルス感染防止措置を十分に行ったうえで開催 ガイドラインの変更 ・「施設利用時間は原則午後8時までです」と追加
令和3年8月2日	埼玉県に緊急事態宣言発令 ・緊急事態宣言の指定期間:8月2日(月)から8月31日(火)まで ・施設利用時間は原則20時までとする ・ガイドライン変更なし
令和3年8月20日	埼玉県に緊急事態宣言延長 ・緊急事態宣言の指定期間延長:8月2日から9月12日(日)まで延長 ・20時以降の貸館利用は自粛要請 ・ガイドライン変更なし
令和3年9月30日	埼玉県に発出していた緊急事態宣言が解除 ・段階的緩和措置実施 10月1日(金)～10月24日(日) 施設利用時間9時から21時まで ガイドラインの変更 ・「施設利用時間は、原則、午後8時までとする。」を削除
令和3年11月5日	館長会議 ・ガイドラインの緩和に対し見直し検討 - 人との間隔の緩和、吹き矢の利用再開 ・利用定員の見直し検討
令和3年12月1日	・ガイドラインの変更 - 人との間隔を1mに緩和、吹き矢の利用再開 ・定員の一部緩和
令和4年1月19日	埼玉県にまん延防止等重点措置対象区域の指定 ・1月21日(金)から2月13日(日)まで - 施設利用時間9時から21時まで
令和4年2月10日	埼玉県にまん延防止等重点措置期間の延長 ・1月21日(金)から3月6日(日)まで延長 - 施設利用時間9時から21時まで
令和4年3月4日	埼玉県にまん延防止等重点措置期間の延長 ・1月21日(金)から3月21日(月)まで延長 - 施設利用時間9時から21時まで

新型コロナウイルス感染防止対策の経過報告

令和4年度

令和4年4月26日	ガイドラインの変更 ・利用を禁止していたフリースペースを当日の施設利用者に限り利用を可能とした ・合唱や楽器演奏などについて、「飛沫感染防止対策を十分に講じること。」に条件を緩和した
令和4年7月1日	ガイドラインの変更 ・接触を伴う社交ダンスやフォークダンス、近距離で対面する囲碁、将棋や麻雀などは、マスク着用の上、各業種別ガイドラインに沿って活動を可とした ・調理実習室での食事制限を調理実習を伴う利用者に限り、人と人との間隔をとって、黙食することで食事を可とした
令和4年8月1日	ガイドラインの変更 ・新規感染者の増加によりフリースペースの使用を禁止した ・調理実習室での食事制限を行った ・人と人との間隔を2mとした定員制限を行った
令和4年10月1日	ガイドラインの変更 ・施設の定員を通常定員とし、大声のある利用は、おおむね50%とした ・利用を禁止していたフリースペースを当日の施設利用者に限り利用を可能とした ・食事については、調理実習室だけでなく、食事可能なすべての部屋において、飛沫感染防止策を講じ、人と人との間隔を空け、黙食することで可とした
令和4年12月15日	ガイドラインの変更 ・館内では、マスクの着用をお願いする。また、人と人との間隔を2m以上確保し、会話等をほとんど行わない場合や息苦しさを感ずるなど、特に熱中症の危険が想定される場合には、必ずしもマスクの着用を要しない ・利用者のチェックリストは継続するが、名簿の作成は削除した
令和5年3月13日	ガイドラインの変更 ・施設の定員を通常定員にした ・マスクの着用は個人の判断を基本とした ・フリースペースを通常利用にした ・図書コーナーを通常利用にした ・新型コロナウイルス感染症対策チェックシートを廃止する

令和5年度

令和5年5月8日	ガイドラインの廃止 ・国の「基本的対処方針」が廃止されたことを受け、公民館のガイドラインを廃止し、利用制限を撤廃
----------	---

令和5年度公民館事業体系

(第2次春日部市生涯学習推進計画施策体系による)

○計画の基本目標

市民一人ひとりが、いつでもどこでも学ぶことができ、学んだことを地域で生かせる生涯学習環境の構築

○計画の施策体系

【春日部市生涯学習推進計画 体系図の分類にもとづいたものです】

第1章 学ぶ

1 学習活動の支援

1 学習情報の提供

公民館学習情報提供事業
公民館関係資料調査及び収集
各種公民館関係資料の作成・発行
公民館だより「桐のまち」の発行
公民館だより「うちまき」の発行
公民館だより「豊春」の発行
公民館だより「武里」の発行
公民館だより「ふじの里」の発行
公民館だより「とよの」の発行
公民館だより「けやき」の発行
公民館だより「しょうわ」の発行
「中央公民館 今月のお知らせ」の発行
広報かすかべ掲載、チラシ、ポスターの作成
公民館関係団体支援
市公式SNSの配信
ホームページ・ブログ等の作成
各館窓口・ロビー・各事業において留意

主催(担当)公民館

SDGsの目標No

中央公民館 4
中央公民館 4
中央公民館 4
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
武里地区公民館・武里東公民館 4・11
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4・11
豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11
武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11
各公民館 4・11
各公民館 4
各公民館 4
各公民館 4
各公民館 4
各公民館

2 学習活動の相談・支援

講堂機器操作研修会
音響操作セミナー
春日部市障がい者作品展(共に生きよう!フェスティバル)
かすかべライブフェスタ
春日部市16公民館合同フェスティバル
中央公民館利用者協議会・陶芸窯利用者のつどい
サークル体験月間
公民館学習情報提供事業
公民館関係資料調査及び収集
各種公民館関係資料の作成・発行
サークル体験月間
利用団体代表者会議
粕南ギャラリー
趣味の講座 親子そば打ち教室
教養講座 やさしい俳句教室
教養講座 うちまき歴史探訪ツアー
サークル体験
公民館利用者のつどい
サークル体験会
防災対策事業
武里小学校放課後子ども教室「わかたけっこひろば」
サークルスタート
公民館利用者会議、公民館グラウンド利用団体代表者調整会議
公民館利用者のつどい
クラブ・サークル連絡会
教養講座
サークル発表会
利用者のつどい
ステップアップギャラリー
展示イベント
公民館関係団体支援
各館・各事業において留意

中央公民館 4・11
中央公民館 4・11
中央公民館 4・10・11
中央公民館 4・11
中央公民館 4・11
中央公民館 4・11
中央公民館 4・11
中央公民館 4
中央公民館 4
中央公民館 4
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
粕壁南公民館 4
粕壁南公民館 4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11・17
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
武里地区公民館・武里東公民館 4・11・13・17
武里地区公民館・武里東公民館 11
武里地区公民館・武里東公民館 4・11
武里地区公民館・武里東公民館 11
豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11・17
武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11
武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・10・11
武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11
各公民館 4
各公民館

2 多様な学習機会の提供

1 子育て

キッズフェスティバル
幼児家庭教育学級
粕南すくすくひろば
子育てサロン うちまきプレイルーム
幼児家庭教育学級
趣味の講座 親子そば打ち教室
キッズ交流ステーション
親子の広場
えほんの広場
小・中学生期家庭教育学級
子育てサロン
家庭教育研修会
子育てサロン
幼児家庭教育学級
小・中学生期家庭教育学級
子育てふれあいサロン
子育てふれあいサロン
子育てサロン

中央公民館 4・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
粕壁南公民館 4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館 3
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
武里地区公民館・武里東公民館 3
武里地区公民館・武里東公民館 4・5
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11
武里南地区公民館・武里大枝公民館 3・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・17

2 教育

年少リーダー研修会
「社会を明るくする運動」研修会
子ども体験教室「プラネタリウムにこう!」
子ども体験教室「あこがれのパティシエと作ろう!スイートポテト」
夏休み企画「学習体験4days」
キッズ交流ステーション

中央公民館 4・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11

豐春地區公民館・豐春第二公民館	4・11
豐春地區公民館・豐春第二公民館	4・11
豐春地區公民館・豐春第二公民館	4・11
豐春地區公民館・豐春第二公民館	4・11
豐春地區公民館・豐春第二公民館	4・11
武里地區公民館・武里東公民館	11
武里地區公民館・武里東公民館	4・11
幸松地區公民館・幸松第二公民館	4
幸松地區公民館・幸松第二公民館	4
武里南地區公民館・武里大枝公民館	4・11・17
武里南地區公民館・武里大枝公民館	4・10・11
武里南地區公民館・武里大枝公民館	11・16
武里南地區公民館・武里大枝公民館	4・11・17
庄和地區公民館・庄和南公民館	4・5・11・16・17
庄和地區公民館・庄和南公民館	4

柏壁地区公民館・柏壁南公民館	3・4・11
柏壁地区公民館・柏壁南公民館	4・11
柏壁地区公民館・柏壁南公民館	4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館	3
内牧地区公民館・内牧南公民館	4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館	4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館	3・4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館	3・4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館	3・4・11
武里地区公民館・武里東公民館	4・11・17
武里地区公民館・武里東公民館	3・4・11
武里地区公民館・武里東公民館	4・11
武里地区公民館・武里東公民館	3・4・11
武里地区公民館・武里東公民館	3・11
幸松地区公民館・幸松第二公民館	4・5
幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
豊野地区公民館・藤原公民館	3・4・11
武里南地区公民館・武里大枝公民館	3・4・11・17
武里南地区公民館・武里大枝公民館	4・11・17
武里南地区公民館・武里大枝公民館	4・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館	3・4
武里南地区公民館・武里大枝公民館	11・16
庄和地区公民館・庄和南公民館	3・4

中央公民館	4・10・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・10・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・10・11
内牧地区公民館・内牧南公民館	4・10・11
豊野地区公民館、豊南第二公民館	4・10・11
武里地区公民館、武里東公民館	4・10・11
幸松地区公民館、幸松第二公民館	10
豊野地区公民館・塚原公民館	10・11
武里南地区公民館、武里大枝公民館	10・11・16
庄和地区公民館、庄和南公民館	4・5・10・16

内牧地区公民館・内牧南公民館	3・4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
武里地区公民館・武里東公民館	4・11・17
幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
豊野地区公民館・藤塚公民館	4・11
武里南地区公民館・武里大枝公民館	4・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館	4

中央公民館	4・11
中央公民館	4・11
中央公民館	4・11
中央公民館	4・10・11
中央公民館	4・11
粕壁南公民館	4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館	11
豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
武里地区公民館・武里東公民館	11
幸松地区公民館・幸松第二公民館	4・11・12・17
幸松地区公民館・幸松第二公民館	4・11・12・17
幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
豊野地区公民館・藤塚公民館	4・11
豊野地区公民館・藤塚公民館	4・11
武里南地区公民館・武里北公民館	4・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館	4・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館	4・11
庄和地区公民館・庄和南公民館	4・11

7	郷土・歴史	教養講座 内牧歴史探訪ツアー	内牧地区公民館・内牧南公民館	4・11
		たけさとカフェ	武里地区公民館・武里東公民館	4・11・17
		教養講座 春・秋の散策	武里地区公民館・武里東公民館	4・11
		公民館まつり	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4・11・12・17
		ふれあい教室	豊野地区公民館・藤塚公民館	4・11
		武里団地着工60周年記念事業	武里南地区公民館・武里大枝公民館	3・4・11
		教養講座	武里南地区公民館・武里大枝公民館	4・10・11
8	スポーツ	婦人講座「楽しく体を動かして免疫力をアップしよう」	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・11
		粕壁地区壮年ソフトボール大会	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	3・4・11
		市民体育祭 内牧地区大会	内牧地区公民館・内牧南公民館	3
		内牧ふれあい講座	内牧地区公民館・内牧南公民館	3
		お楽しみウォーキング	豊春地区公民館・豊春第二公民館	3・4・11
		スポーツ広場	幸松地区公民館・幸松第二公民館	3
		サークル体験会	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
		幸松地区体育振興会 各種スポーツ事業	幸松地区公民館・幸松第二公民館	3・4
		みんなでピンポン	豊野地区公民館	3・4・11
		三世代交流スポーツフェスティバル	豊野地区公民館・藤塚公民館	3・4・11
		レクリエーションスポーツ（パドル体操）	武里南地区公民館・武里大枝公民館	4・11・17
		庄和地区市民大学	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・11・17
		各地区体育祭	各公民館	3・17
9	環境	教養講座「かすかべカフェ」※自然観察会を実施	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・11・15
		家族ふれあい教室	内牧地区公民館・内牧南公民館	15
		ふれあい教室 植付けから収穫まで いもほり！	武里地区公民館・武里東公民館	11
		ふれあい教室 目指せ！星博士	武里地区公民館・武里東公民館	4・11
		こうまつ寺子屋「星空観察教室」	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
10	防災・市民生活	企画展示会「災害報道写真展」	中央公民館	4・11・13
		避難・炊き出し・避難所運営訓練	内牧地区公民館・内牧南公民館	11・17
		豊春第二公民館豊町自治会合同防災訓練	豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11・13
		チャレンジクッキング	豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
		防災対策事業	武里地区公民館・武里東公民館	4・11・13・17
		こうまつ寺子屋「今から取り組もう！防災講座」	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4・13
		幸松地区防災のつどい	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4・13
		教養講座	武里南地区公民館・武里大枝公民館	3・4・11・17
		体験講座	武里南地区公民館・武里大枝公民館	4・11・17
11	産業・都市基盤			
12	その他	こうまつ寺子屋	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4・5
		武里団地着工60周年記念事業	武里南地区公民館・武里大枝公民館	3・4・11
		庄和地区市民大学	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・11・17
		しょうわ塾	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・11・17
		教養講座	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・11・17
3 ライフステージに応じた学習機会の提供				
1	乳幼児期の学習	幼児家庭教育学級	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・11
		粕南すくすくひろば	粕壁南公民館	4・11
		子育てサロン うちまきブレイルーム	内牧地区公民館・内牧南公民館	4・11
		幼児家庭教育学級	内牧地区公民館・内牧南公民館	3
		家族ふれあい教室	内牧地区公民館・内牧南公民館	15
		親子の広場	豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
		えほんの広場	豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
		子育てサロン	武里地区公民館・武里東公民館	3
		幼児家庭教育学級	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
		子育てサロン	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
		子育てふれあいサロン	豊野地区公民館・藤塚公民館	4・11
		ふれあい教室	豊野地区公民館・藤塚公民館	4・11
		子育てふれあいサロン	武里南地区公民館・武里大枝公民館	3・11・17
		子育てサロン「親子のひろば」	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・17
2	青少年期の学習	企画展示会「宇宙をさわる」	中央公民館	4・11
		年少リーダー研修会	中央公民館	4・11
		キッズフェスティバル	中央公民館	4・11
		子ども体験教室「プラネタリウムにいこう！」	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・11
		子ども体験教室「あこがれのパティシエと作ろう！スイートポテト」	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・11
		ジュニア囲碁スクール	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・11
		夏休み企画「学習体験4 days」	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・11
		ジュニア将棋道場	粕壁地区公民館・粕壁南公民館	4・11
		内牧地区少年少女球技大会	内牧地区公民館・内牧南公民館	3
		キッズ交流ステーション	内牧地区公民館・内牧南公民館	4・11
		趣味の講座 親子そば打ち教室	内牧地区公民館・内牧南公民館	4・11
		青少年体験教室 キッズフェスタうちまき	内牧地区公民館・内牧南公民館	4・11
		青少年体験教室 職業体験プログラム	内牧地区公民館・内牧南公民館	4・11
		小学生期家庭教育学級	内牧地区公民館・内牧南公民館	3
		おもしろ科学教室	豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
		小学生料理教室	豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
		遊学会「親子で作ろう！工作用紙で恐竜づくり」	豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
		学社連携事業「公民館の役割と公民館の事業体験」	豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
		夏休み小・中学生体験シリーズ「楽しく和太鼓を体験してみよう!!」	豊春地区公民館・豊春第二公民館	4・11
		武里小学校放課後子ども教室「わかたけっこひろば」	武里地区公民館・武里東公民館	11
		教養講座 ～自分でできた！を応援～夏の短期集中自習室	武里地区公民館・武里東公民館	4・11
		ふれあい教室 キッズフェスタinたけさと	武里地区公民館・武里東公民館	4・11

ふれあい教室 植付けから収穫まで いもほり！
ふれあい教室 目指せ！星博士
小・中学生期家庭教育学級
こうまつ寺子屋「小学生サイエンス教室～たのしい化学の実験」
こうまつ寺子屋「星空観察教室」
チャレンジ教室
青少年健全育成事業
Showa キッズびあ
教養講座(庄和南)「夏休み子ども教室」

武里地区公民館・武里東公民館 11
武里地区公民館・武里東公民館 4・11
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
豊野地区公民館・藤塚公民館 3・4・11
武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・5・11・16・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 4

3 成人期の学習

かすかべライブフェスタ
音響操作セミナー
春日部市障がい者作品展（共に生きよう！フェスティバル）
音楽鑑賞会「田口菜々子 電子オルガンリサイタル」
春日部市民県展入選作品展
企画展示会「災害報道写真展」
サークル体験月間
教養講座「健康をかんがえる」
教養講座「かすかべカフェ」
婦人講座「ミニコンサート、寄席、健康体操ほか」
コミセン茶屋
小・中学生期家庭教育学級
いきいき学級
PA（音響）セミナー
干支のつるし飾り
素敵にアレンジ「華小箱」
チャレンジクッキング
防災対策事業
たけさとカフェ
オレンジカフェ
パソコンの操作を学ぼう！
教養講座 春・秋の散策
家庭教育研修会
こうまつ寺子屋「可愛いキュービストラップとビーズストラップを作ろう」
ふれあい教室
チャレンジ教室
必ず役立つ入門講座
教養講座
体験講座
学校開放講座
教養講座
教養講座(庄和南)

中央公民館 4・11
中央公民館 4・11
中央公民館 4・10・11
中央公民館 4・11
中央公民館 4・11
中央公民館 4・11・13
中央公民館 4・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 3・4・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・10・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館 3・4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
武里地区公民館・武里東公民館 4・11・13・17
武里地区公民館・武里東公民館 4・11・17
武里地区公民館・武里東公民館 4・11
武里地区公民館・武里東公民館 4・11・17
武里地区公民館・武里東公民館 4・11
武里地区公民館・武里東公民館 4・5
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11
豊野地区公民館・藤塚公民館 3・4・11
豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11
武里南地区公民館・武里大枝公民館 3・4・11・17
武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・10・11
庄和地区公民館・庄和南公民館 4

4 高齢期の学習

教養講座「県立大生と一緒に学ぶスマホ相談カフェ」
教養講座「健康をかんがえる」
教養講座「かすかべカフェ」※高齢者向けスマホ教室
教養講座 うちまき みんなで考えるスマホ活用講座
内牧ふれあい講座
内牧地区福祉大会
高齢者向けスマホ教室
こうまつ寺子屋「自筆証書遺言の書き方講座」
シニア世代のスマホ教室
こうまつ寺子屋「わたしと家族の「そうぞく」講座」
ふれあい教室
チャレンジ教室
必ず役立つ入門講座
健康を考えるつどい
教養講座
体験講座
高齢者安心安全教室
井戸端サロン
教養講座(庄和南)

中央公民館 4・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 3・4・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館 3
内牧地区公民館・内牧南公民館 3
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11
豊野地区公民館・藤塚公民館 3・4・11
豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11
豊野地区公民館・藤塚公民館 3・4・11
武里南地区公民館・武里大枝公民館 3・4・11・17
武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・17
武里南地区公民館・武里大枝公民館 11・16
庄和地区公民館・庄和南公民館 3・4・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 4

第2章 生かす

1 人材の育成

1 学習成果の評価

2 指導者等の養成

音響操作セミナー
キッズフェスティバル
年少リーダー研修会
教養講座「健康をかんがえる」
えんトレ体操サポーター養成講座
体験講座
庄和地区市民大学
各事業の中で留意している

中央公民館 4・11
中央公民館 4・11
中央公民館 4・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 3・4・11
武里地区公民館・武里東公民館 3・4・11
武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11・17
各公民館

2 人材の活用

1 指導者としての活用

音楽鑑賞会「田口菜々子 電子オルガンリサイタル」
教養講座「人間国宝の『技』を知る～増村紀一郎先生による講演および実演会～」
年少リーダー研修会
子ども体験教室「あこがれのパティシエと作ろう！スイートポテト」
教養講座「かすかべカフェ」
コミセン茶屋
たけさとカフェ
えんJOYトレーニング
教養講座 春・秋の散策
公民館利用団体共催オーブン講座
教養講座
井戸端サロン

中央公民館 4・11
中央公民館 4・11
中央公民館 4・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
武里地区公民館・武里東公民館 4・11・17
武里地区公民館・武里東公民館 3・4・11
武里地区公民館・武里東公民館 4・11
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
武里南地区公民館・武里大枝公民館 3・4・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 3・4・17

2 ボランティアとしての活用

年少リーダー研修会
キッズフェスティバル
サークル体験月間
幼児家庭教育学級
粕壁地区壮年ソフトボール大会
コミセン茶屋
夏休み企画「学習体験 4 Days」
ジュニア将棋道場
粕南すくすくひろば
スポーツ教室「内牧地区婦人バレーボール大会」
パソコンの操作を学ぼう！
ふれあい教室 キッズフェスタinたけさと
武里市民センターまつり
武里小学校放課後子ども教室「わかたけっこひろば」
クラブ・サークル連絡会
子育てふれあいサロン
子育てサロン「親子のひろば」
Showaキッズびあ
各事業の中で留意している

中央公民館 4・11
中央公民館 4・11
中央公民館 4・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 3・4・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
粕壁南公民館 4・11
粕壁南公民館 4・11
粕壁南公民館 4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館 3
武里地区公民館・武里東公民館 4・11・17
武里地区公民館・武里東公民館 4・11
武里地区公民館・武里東公民館 11
武里地区公民館・武里東公民館 11
武里南地区公民館・武里大枝公民館 11
武里南地区公民館・武里大枝公民館 3・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・5・11・16・17
各公民館

3 学習成果の発表

春日部市民県展入選作品展
かすかべライブフェスタ
春日部市16公民館合同フェスティバル
春日部市障がい者作品展（共に生きよう！フェスティバル）
さくらまつり
粕南フェス
音楽鑑賞会 うちまき緑のコンサート
内牧地区文化祭
内牧地区福祉大会
みんなが集えるアート展
豊春地区公民館文化祭
豊春第二公民館文化祭
豊春演芸のつどい
武里市民センターまつり
幸松ふれあい文化祭
幸松第二公民館利用者作品展
豊野地区文化連盟 サークル体験会
豊野地区文化祭
ロビー展
子育てふれあいサロン
体験講座
庄和地区公民館まつり
ステップアップギャラリー
庄和南鑑賞会
展示イベント

中央公民館 4・11
中央公民館 4・11
中央公民館 4・11
中央公民館 4・10・11
中央公民館 4・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館 11
内牧地区公民館・内牧南公民館 11
内牧地区公民館・内牧南公民館 3
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
豊春地区公民館・豊春第二公民館 3・4・11
武里地区公民館・武里東公民館 11
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4・11・12・17
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11
豊野地区公民館・藤塚公民館 4・11
豊野地区公民館 4・11
武里南地区公民館・武里大枝公民館 3・11・17
武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11

第3章 推進する

1 生涯学習の推進

1 生涯学習推進体制の充実

サークル体験月間
かすかべライブフェスタ
春日部市16公民館合同フェスティバル
公民館学習情報提供事業
各種公民館関係資料の作成・発行
婦人講座
サークル体験月間
キッズ交流ステーション
趣味の講座 親子そば打ち教室
教養講座 うちまき みんなで考えるスマホ活用講座
教養講座 オリジナル文字盤時計作り
教養講座 うちまき歴史探訪ツアー
子育てサロン うちまきブレイルーム
幼児家庭教育学級
内牧地区少年少女球技大会
内牧ふれあい講座
青少年体験教室 キッズフェスタうちまき
青少年体験教室 職業体験プログラム
市民体育祭 内牧地区大会
内牧地区文化祭
小学生期家庭教育学級
サークル体験
公民館利用者会議、公民館グラウンド利用団体代表者調整会議
サークル体験会
こうまつ寺子屋
体験講座
教養講座
庄和地区市民大学
庄和地区公民館まつり
正風館音楽祭
しょうわ塾
教養講座
庄和南鑑賞会
各事業において留意

中央公民館 4・11
中央公民館 4・11
中央公民館 4・11
中央公民館 4
中央公民館 4
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・10・11
粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館 3
内牧地区公民館・内牧南公民館 3
内牧地区公民館・内牧南公民館 3
内牧地区公民館・内牧南公民館 3
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館 4・11
内牧地区公民館・内牧南公民館 3
内牧地区公民館・内牧南公民館 11
内牧地区公民館・内牧南公民館 3・17
豊春地区公民館・豊春第二公民館 4・11
武里地区公民館・武里東公民館 4・11
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・17
武里南地区公民館・武里大枝公民館 3・4・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11・17
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・10
庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11
各公民館

2 専門職員の充実、職員の資質向上

新任職員研修会
公民館長会議
公民館職員会議
各種プロジェクト
県、東部、埼玉地区ほか公民館職員研修会等派遣
各専門研修会等派遣

中央公民館
中央公民館
中央公民館
中央公民館
中央公民館
中央公民館

2	3	市民の声を生かす仕組みづくり	春日部市民公民館運営審議会	中央公民館	5・11・16・17
			中央公民館利用者協議会・陶芸窯利用者のつどい	中央公民館	4・11
			利用者のつどい	幸松地区公民館・幸松第二公民館	4
2	1	行政間の連携	利用者のつどい	庄和地区公民館・庄和南公民館	4・11
			各種公民館関係資料の作成・発行	中央公民館	
			調査、照会等への対応	各公民館	
		ワクテン、マイナンバーほか代行予約等の対応		各公民館	
			2	関係機関等との連携	
			年少リーダー研修会		中央公民館 4・11
			教養講座「人間国宝の『技』を知る～増村紀一郎先生による講演および実演会～」		中央公民館 4・11
			教養講座「県立大生と一緒に学ぶスマホ相談カフェ」		中央公民館 4・11
			キッズフェスティバル		中央公民館 4・11
			企画展示会「宇宙をさわる」		中央公民館 4・11・13
			教養講座「健康をかんがえる」		粕壁地区公民館・粕壁南公民館 3・4・11
			コミセン茶屋		粕壁地区公民館・粕壁南公民館 4・11
			たけさとカフェ		武里地区公民館・武里東公民館 4・11・17
			ふれあい教室 キッズフェスタinたけさと		武里地区公民館・武里東公民館 4・11
			子育てサロン		武里地区公民館・武里東公民館 3
			子育てサロン		幸松地区公民館・幸松第二公民館 4
			青少年健全育成事業		武里南地区公民館・武里大枝公民館 4・11・17
			武里図書館共催事業		武里南地区公民館・武里大枝公民館 4
			子育てふれあいサロン		武里南地区公民館・武里大枝公民館 3・11・17
			庄和地区市民大学		庄和地区公民館・庄和南公民館 4・11・17
			学校開放講座		庄和地区公民館・庄和南公民館 4・17
3	1	生涯学習関連施設の活用	ギャラリー、ロビー等 施設を活用した各種展示事業	各公民館	4・11
			講堂ほか 施設を活用した各種舞台発表事業	各公民館	4・11
			中央公民館 エレベーター更新工事	中央公民館	12
			中央公民館 自動火災報知設備修繕	中央公民館	12
			中央公民館 講堂等照明器具交換修繕	中央公民館	12
			中央公民館 男子トイレ大便器交換修繕	中央公民館	12
			中央公民館 消防設備交換修繕	中央公民館	12
			修繕班	中央公民館（各公民館）	12
			粕壁南公民館 和室エアコン修繕	粕壁南公民館	12
			内牧地区公民館 体育室北面西側雨漏り修繕	内牧地区公民館	12
			内牧地区公民館 研修室Ⅰ天井雨漏り修繕	内牧地区公民館	12
			内牧地区公民館 正面玄関扉鍵等修繕	内牧地区公民館	12
			内牧地区公民館 消火栓補給水槽給水ポンプ修繕	内牧地区公民館	12
			内牧地区公民館 合併槽用ブロワ修繕	内牧地区公民館	12
			内牧地区公民館 合併槽用ブロワー交換修繕	内牧地区公民館	12
			内牧地区公民館 体育室吊戸修繕	内牧地区公民館	12
			内牧地区公民館 駐車場入口部舗装修繕	内牧地区公民館	12
			内牧地区公民館 バレーボール支柱用ネット修繕	内牧地区公民館	12
			内牧南公民館 2階和室・講習室屋根部分雨漏り修繕	内牧南公民館	12
			内牧南公民館 料理実習室エアコン修繕	内牧南公民館	12
			内牧南公民館 大会議室空調機修繕	内牧南公民館	12
			内牧南公民館 駐車場街灯ランプ交換修繕	内牧南公民館	12
			内牧南公民館 公民館入口ユニット掲示板および大会議室ガラス	内牧地区公民館	12
			内牧南公民館 駐車場街灯修繕	内牧地区公民館	12
			内牧南公民館 ビアノ修繕	内牧地区公民館	12
			内牧南公民館 大会議室サッシ修繕	内牧南公民館	12
			豊春地区公民館 事務室ブラインド外1交換修繕	豊春地区公民館	12
			豊春地区公民館 2階女子トイレポルタップ等交換修繕	豊春地区公民館	12
			豊春地区公民館 プレイルーム開き窓用ハンドル修繕	豊春地区公民館	12
			豊春地区公民館 舞台搬入口雨樋及び駐車場側堅樋修繕	豊春地区公民館	12
			豊春地区公民館 2階女子トイレ便座交換修繕	豊春地区公民館	12
			豊春地区公民館 空調機配管更新修繕（6系統）	豊春地区公民館	12
			豊春地区公民館 1階廊下等照明器具交換修繕	豊春地区公民館	12
			豊春地区公民館 アトリエロールスクリーン交換修繕	豊春地区公民館	12
			豊春地区公民館 箱樋部分簡易補修修繕	豊春地区公民館	12
			豊春地区公民館 テニス支柱ネット巻き上げ器及びネット修繕	豊春地区公民館	12
			豊春地区公民館 舞台吊物設備修繕	豊春地区公民館	12
			豊春第二公民館 1・2階ホール照明器具修繕	豊春第二公民館	12
			豊春第二公民館 グランドピアノキャスター修繕	豊春第二公民館	12
			豊春第二公民館 事務室照明器具交換修繕	豊春第二公民館	12
			武里東公民館 給水管漏水修繕	武里東公民館	12
			幸松地区公民館 2F会議室Aブラインド修繕（その1）	幸松地区公民館	12
			幸松地区公民館 プレイルームブラインド修繕（その1）	幸松地区公民館	12
			幸松地区公民館 スタンドミラー修繕	幸松地区公民館	12
			幸松地区公民館 浄化槽流入層水中ポンプ交換修繕	幸松地区公民館	12
			幸松地区公民館 自動ドア装置補修修繕	幸松地区公民館	12
			幸松地区公民館 浄化槽合併層修繕	幸松地区公民館	12
			幸松地区公民館 体育室暗幕カーテン修繕	幸松地区公民館	12
			幸松地区公民館 冷温水発生機第1号機劣化部品外修繕	幸松地区公民館	12
			幸松地区公民館 手動ウィンチ連絡防止修繕	幸松地区公民館	12
			幸松地区公民館 円形自動ドア装置一式交換修繕	幸松地区公民館	12
			幸松地区公民館 講習室空調機修繕	幸松第二公民館	12
			幸松地区公民館 1階会議室床修繕	幸松第二公民館	12
			幸松地区公民館 玄関エントランス屋根雨漏り修繕	幸松第二公民館	12
			幸松地区公民館 修繕1階多目的トイレドア修繕	幸松第二公民館	12
			豊野地区公民館 入口階段修繕	豊野地区公民館	12
			豊野地区公民館 2階和室空調機修繕	豊野地区公民館	12
			藤塚公民館 階段及びアブローチ修繕	藤塚公民館	12
			藤塚公民館 網戸張替修繕	藤塚公民館	12
			藤塚公民館 図書室・小会議室照明器具交換修繕	藤塚公民館	12

武里南地区公民館	屋上防水修繕	武里南地区公民館	12
武里南地区公民館	1階洗濯機用水栓修繕	武里南地区公民館	12
武里南地区公民館	内階段手摺修繕	武里南地区公民館	12
武里大枝公民館	エレベーター更新工事	武里大枝公民館	12
武里大枝公民館	1階事務室スピーカー配線引き直し修繕	武里大枝公民館	12
武里大枝公民館	2階図書館西側エントランス部照明器具交換修繕	武里大枝公民館	12
武里大枝公民館	2階図書館風除室外側自動ドア装置交換修繕	武里大枝公民館	12
武里大枝公民館	エントランス東側地盤沈下維持修繕	武里大枝公民館	12
武里大枝公民館	1階講堂舞台吊物設備修繕	武里大枝公民館	12
武里大枝公民館	講堂スクリーン修繕	武里大枝公民館	12
武里大枝公民館	1階内側自動ドア修繕	武里大枝公民館	12
武里大枝公民館	1階和室空調機更新修繕	武里大枝公民館	12
武里大枝公民館	1階事務室・ギャラリー照明器具交換修繕	武里大枝公民館	12
武里大枝公民館	2階武里図書館照明器具交換修繕	武里大枝公民館	12
武里大枝公民館	女子トイレ排水詰まり修繕	武里大枝公民館	12
庄和南公民館	駐車場滞水改善修繕	庄和南公民館	12
庄和南公民館	多重伝送スイッチ交換修繕	庄和南公民館	12
庄和南公民館	そばゆで釜修繕	庄和南公民館	12
庄和南公民館	多目的ホール及びエントランス系統空調機修繕	庄和南公民館	12
庄和南公民館	エアコン室外機サーミスター交換修繕	庄和南公民館	12
庄和南公民館	駐車場出入口修繕	庄和南公民館	12
庄和南公民館	エントランス2階廊下天井修繕	庄和南公民館	12
庄和南公民館	多目的ホール及び音楽室床修繕	庄和南公民館	12

令和5年度公民館事業体系（第2次春日部市生涯学習推進計画施策体系による）

社会教育法（抄）

（昭和24年6月10日法律第207号）
最終改正：令和4年6月17日法律第68号

第一章 総則（第一条—第九条）	第二章 社会教育主事等（第九条の二—第九条の七）
第三章 社会教育関係団体（第十条—第十四条）	第四章 社会教育委員（第十五条—第十九条）
第五章 公民館（第二十条—第四十二条）	第六章 学校施設の利用（第四十三条—第四十八条）
第七章 通信教育（第四十九条—第五十七条）	

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（国及び地方公共団体の任務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（国の地方公共団体に対する援助）

第4条 前条第一項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

（市町村の教育委員会の事務）

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活

動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

十八 情報の交換及び調査研究に関すること。

十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行ふもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行ふものとする。

（都道府県の教育委員会の事務）

第6条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。

二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。

三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。

四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。

五 その他法令によりその職務権限に属する事項

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

3 特定地方公共団体である都道府県にあつては、第一項の規定にかかわらず、前条第一項第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行ふものとする。

（教育委員会と地方公共団体の長との関係）

第7条 地方公共団体の長は、その所掌に関する必要な広報宣伝で視聴覚教育の手段を利用することその他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

2 前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長又は教育委員会）に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。

第8条 教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

第八条の二 特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たつては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第八条の三 特定地方公共団体の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

（図書館及び博物館）

第9条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第2章 社会教育主事等

（社会教育主事及び社会教育主事補の設置）

第9条の2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

（社会教育主事及び社会教育主事補の職務）

第9条の3 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

（社会教育主事の資格）

第9条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

（社会教育主事の講習）

第9条の5 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（社会教育主事及び社会教育主事補の研修）

第9条の6 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

（地域学校協働活動推進員）

第9条の7 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

第3章 社会教育関係団体

（社会教育関係団体の定義）

第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（文部科学大臣及び教育委員会との関係）

第11条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

（国及び地方公共団体との関係）

第12条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

（審議会等への諮問）

第13条 （略）

（報告）

第14条 （略）

第4章 社会教育委員 (略)

第5章 公民館

(目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第21条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第22条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共の利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第23条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第23条の2 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第25条及び第26条 削除

(公民館の職員)

第27条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第28条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会（特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館（第三十条第一項及び第四十条第一項において「特定公民館」という。）の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長）が任命する。

(公民館の職員の研修)

第28条の2 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、

当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第 3 1 条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

（運営の状況に関する評価等）

第 3 2 条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第 3 2 条の 2 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（基金）

第 3 3 条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金を設けることができる。

（特別会計）

第 3 4 条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

（公民館の補助）

第 3 5 条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第 3 6 条 削除

第 3 7 条 都道府県が地方自治法第二百三十二条の二の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第 3 8 条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。

二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。

三 補助金交付の条件に違反したとき。

四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

（法人の設置する公民館の指導）

第 3 9 条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

（公民館の事業又は行為の停止）

第 4 0 条 公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては当該市町村の教育委員会（特定公民館にあつては、当該市町村の長）、法人の設置する公民館にあつては都道府県教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

（罰則）

第 4 1 条 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

（公民館類似施設）

第 4 2 条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。

第 6 章 学校施設の利用 （略）

第 7 章 通信教育 （略）

春日部市公民館条例

平成17年10月 1 日条例第180号
最終改正：令和 5 年12月18日条例第33号

(設置)

第1条 市民の生活文化の振興と社会福祉の増進に寄与するため、春日部市に、社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条の規定に基づき、公民館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公民館は、中央公民館及び地区の公民館（以下「地区公民館」という。）によって構成し、公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

中央公民館

名称	位置
春日部市中央公民館	春日部市粕壁6918番地 1

地区公民館

名称	位置
春日部市粕壁地区公民館	春日部市粕壁6918番地 1
春日部市粕壁南公民館	春日部市南一丁目12番23号
春日部市内牧地区公民館	春日部市内牧4398番地
春日部市内牧南公民館	春日部市内牧1498番地
春日部市豊春地区公民館	春日部市上蛭田101番地 2
春日部市豊春第二公民館	春日部市豊町五丁目14番地 1
春日部市武里地区公民館	春日部市備後西一丁目13番 2 号
春日部市武里東公民館	春日部市備後東七丁目38番16号
春日部市幸松地区公民館	春日部市牛島667番地 1
春日部市幸松第二公民館	春日部市小渕73番地 1
春日部市豊野地区公民館	春日部市銚子口999番地
春日部市藤塚公民館	春日部市藤塚1670番地 1
春日部市武里南地区公民館	春日部市大枝89番地 7 街区 5 棟
春日部市武里大枝公民館	春日部市大枝89番地 2 街区 1 棟
春日部市庄和地区公民館	春日部市大倉307番地 1
春日部市庄和南公民館	春日部市米崎357番地

(所轄地区)

第3条 公民館の所轄地区は、次のとおりとする。

公民館名称	所轄地区
春日部市粕壁地区公民館	粕壁地区
春日部市粕壁南公民館	
春日部市内牧地区公民館	内牧地区
春日部市内牧南公民館	
春日部市豊春地区公民館	豊春地区
春日部市豊春第二公民館	
春日部市武里地区公民館	武里地区
春日部市武里東公民館	
春日部市幸松地区公民館	幸松地区
春日部市幸松第二公民館	
春日部市豊野地区公民館	豊野地区
春日部市藤塚公民館	
春日部市武里南地区公民館	武里南地区
春日部市武里大枝公民館	
春日部市庄和地区公民館	庄和地区
春日部市庄和南公民館	

(管理)

第4条 公民館は、春日部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(職員)

第5条 公民館に館長及び主事を置き、その他必要な職員を置くことができる。

(使用の許可及び制限)

第6条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項に規定する許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 建物及び附帯設備を破損するおそれがあるとき。

(3) 営利を目的として事業を行い、又は特定の営利事業に公民館の名称を利用するとき。

(4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するとき。

(5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するとき。

(6) その他管理上支障があるとき。

3 館長は、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。

(譲渡等の禁止)

第7条 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第8条 館長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 第6条第2項第1号から第5号までのいずれか及び第7条に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(3) 職員の指示に従わないとき。

(4) その他管理上支障があるとき。

2 館長は、使用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

3 使用者は、許可に係る施設等を使用しなくなった時は、当該許可の取消しを申し出ることができる。

(開館時間)

第9条 公民館の開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、館長が必要と認めたときは、午後10時まで延長することができる。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、公民館の管理上必要があるときは、これを変更することができる。

(施設の使用時間)

第9条の2 公民館の使用時間は、別表第1の施設にあつては午前9時から午後9時まで、別表第2及び別表第3の施設にあつては午前9時から午後9時30分までとする。ただし、館長が必要と認めたときは、これらを午前8時30分から午後10時までとすることができる。

(休館日)

第10条 公民館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下この条において「祝日法」という。）に規定する休日（以下この条において「祝日法による休日」という。）。この場合において、祝日法第3条第2項中「日曜日」とあるのは「月曜日」と読み替えるものとする。

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

- 2 前項の規定にかかわらず、春日部市武里地区公民館の休館日は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 月曜日。ただし、その日が祝日法による休日（元日を除く。）に当たるときは、その翌日（その日が祝日法による休日又は休館日に当たるときは、その翌日）とする。
 - (2) 祝日法による休日（元日及び祝日法第3条第2項に規定する休日を除く。）の翌日。ただし、その日が祝日法による休日、休館日又は日曜日に当たるときは、その翌日とする。
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 3 第1項の規定にかかわらず、春日部市武里大枝公民館の休館日は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 月曜日
 - (2) 祝日法による休日（こどもの日、敬老の日及び文化の日（以下「こどもの日等」という。）を除く。）。この場合において、祝日法第3条第2項中「日曜日」とあるのは「月曜日」と読み替えるものとする。
 - (3) こどもの日等の翌日。ただし、こどもの日等が日曜日又は土曜日に当たるときはその直後の休館日の翌日とし、月曜日に当たるときはその日の翌日及び翌々日とする。
 - (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 4 第1項の規定にかかわらず、春日部市庄和地区公民館の休館日は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 毎月第1月曜日及び第3月曜日
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 5 第1項の規定にかかわらず、春日部市庄和南公民館の休館日は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 毎月第2月曜日及び第4月曜日
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- 6 教育委員会は、前5項に規定する休館日のほか、公民館の管理上必要があるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。
- （原状回復義務）
- 第11条 使用者は、公民館の使用が終わったとき、又は使用を停止され、若しくは取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。
- （損害賠償）
- 第12条 使用者は、使用に際し施設設備等に損害を与えたときは、館長の指示に従い、直ちに原形に回復し、又は損害を賠償しなければならない。
- （入館の禁止等）
- 第13条 館長は、公民館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命ずることができる。
- （使用料）
- 第14条 使用者は、別表第1、別表第2及び別表第3に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。
- （使用料の減免）
- 第15条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。
- 一部改正〔平成19年条例24号〕
- （使用料の還付）
- 第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。
- (1) 公民館の管理上特に必要があるため、教育委員会が使用の許可を取り消したとき。
 - (2) 使用者の責めに帰することができない理由により、公民館の施設等を使用することができないとき。
 - (3) その他市長が特に必要と認めたとき。
- （委任）
- 第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。
- 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前までに、春日部市公民館設置及び管理条例（昭和58年春日部市条例第9号）又は庄和町公民館設置及び管理に関する条例（昭和60年庄和町条例第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 第14条に規定する別表第2及び別表第3については、平成19年9月30日までの間、これを適用しない。
- 4 前項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる施設等については、平成18年3月31日までの間、本市に住所を有しない個人又は法人その他の団体は使用することができる。
- 5 前2項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる施設等については、当分の間、蓮田市、白岡市、宮代町及び杉戸町に住所を有する個人又は法人その他の団体は使用することができる。

附 則（平成19年3月20日条例第24号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第9条、第10条及び附則第3項の改正部分は、公布の日から施行する。

(春日部市中央公民館ギャラリー使用料条例の廃止)

- 2 春日部市中央公民館ギャラリー使用料条例（平成17年条例第182号。次項において「使用料条例」という。）は、廃止する。

(春日部市中央公民館ギャラリー使用料条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に、使用料条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 平成19年10月1日から平成20年3月31日までの間における改正後の別表第2に規定する中央公民館ギャラリーの使用に係る使用料の適用については、同表中「3,000」とあるのは「2,500」と、「3,500」とあるのは「3,000」と、「4,000」とあるのは「3,500」と、「10,500」とあるのは「9,000」と読み替えるものとする。

(使用料の改定に伴う経過措置)

- 5 改正後の別表第1庄和地区公民館の項、庄和北公民館の項及び庄和南公民館の項に規定する使用料は、平成19年10月31日までの使用に係る使用料に限り、これを無料とする。
- 6 改正後の別表の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(1) 改正後の別表第1（中央公民館講堂の項、庄和地区公民館の項、庄和北公民館の項及び庄和南公民館の項を除く。）の規定 平成19年11月1日

(2) 改正後の別表第1の中央公民館講堂の項及び別表第3の規定 平成20年4月1日

附 則（令和4年12月16日条例第25号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第9条の2、第14条関係）

中央公民館等使用料

公民館名	施設等の名称	1時間当たりの使用料（円）
中央公民館	体育館	2,000
	ステージ	450
	講堂	2,450
	多機能学習室	250
	大会議室	500
	サークルボックス	100
	和室ふじ	150

	実習室	250
	音楽スタジオ	200
	小会議室	100
	中会議室	200
	アトリエ	300
粕壁南公民館	会議室	250
	和室	150
	調理室	100
	コミュニティホール	550
	ボランティアビューロー	150
	学習室	100
	音楽室	100
内牧地区公民館	講堂	700
	会議室兼リハーサル室	100
	和室	150
	研修室Ⅰ	200
	研修室Ⅱ	200
	実習室	150
	体育室	1,200
内牧南公民館	大会議室	600
	講習室	200
	料理実習室	150
	和室	150
豊春地区公民館	講堂	1,200
	和室いちょう	100
	和室うめ	100
	プレイルーム	200
	談話室	100
	研修室(1)	200
	研修室(2)	250
	アトリエ	250
	クッキングサロン	150
	会議室兼音楽室	150
	浴室使用料（小学生以下及び60歳以上の者を除く。） 1人につき1回200円	
豊春第二公民館	大集会室	850
	調理室	100
	第一会議室	350
	第二会議室	150
	第三会議室	200
	和室1	100
	和室2	100
武里地区公民館	講堂	850
	音楽室	150
	会議室(1)	250
	会議室(2)	150
	会議室(3)	150
	和室	150
	実習室	250
	研修室(1)	300

	研修室(2)	150
	研修室(3)	150
	教養室(1)	100
	教養室(2)	150
武里東公民館	大会議室	650
	研修室	100
	料理実習室	100
	和室	100
	講習室	100
幸松地区公民館	講堂	800
	体育室	1,100
	和室	200
	プレイルーム	200
	会議室 A	200
	会議室 B	100
	実習室	250
	研修室 A	100
	研修室 B	150
幸松第二公民館	大会議室	650
	講習室	150
	調理室	150
	和室	150
豊野地区公民館	講堂Ⅰ	250
	講堂Ⅱ	250
	和室Ⅰ	100
	和室Ⅱ	200
	研修室Ⅰ	200
	研修室Ⅱ	200
	会議室	100
	実習室	150
藤塚公民館	大会議室	650
	小和室	100
	講習室	100
	調理室	100
	和室	100
	小会議室	100
武里南地区公民館	和室(大)	150
	和室(小)	100
	大会議室	250
	小会議室	100
	和室	100
	調理室	100
武里大枝公民館	講堂	1,000
	実習室	200
	和室	200
	会議室	150
	研修室	300
庄和地区公民館	音楽室	350
	集会室	200

	試食室	150
	調理実習室	400
	多目的室(1)	300
	多目的室(2)	300
	講義室(1)	550
	講義室(2)	400
	研修室	350
	小会議室	150
	和室(1)	300
	和室(2)	150
	和室(3)	150
	和室(4)	100
	パソコン研修室	150
	会議室(1)	150
	会議室(2)	150
	会議室(3)	150
	視聴覚室	400
	ボランティアビューロー	150
庄和南公民館	多目的ホール	1,150
	楽屋	100
	音楽室	300
	学習室1	150
	学習室2	200
	集会室	150
	調理室	350
	和室1	100
	和室2	100
	創作室1	100
	創作室2	100
附属設備		教育委員会規則で定める。

備考

- 1 使用時間の単位は、午前9時から始まる1時間ごとの区分とする。
- 2 第9条の2ただし書の規定による館長が必要と認めた場合の午前8時30分から午前9時まで及び午後9時から午後10時までの間の30分当たりの使用料の額は、所定の使用料の額の5割に相当する額とする。
- 3 使用料を計算する場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

別表第2（第9条の2、第14条関係）

中央公民館ギャラリー使用料

施設の名称	使用区分	使用料（円）
中央公民館ギャラリー	午前	3,000
	午後	3,500
	夜間	4,000
	全日	10,500

備考

- 1 午前とは、午前9時から正午まで、午後とは、午後1時から午後4時30分まで、夜間とは、午後5時30分から午後9時30分まで、全日とは、午前9時から午後9時30分までをいう。
- 2 第9条の2ただし書の規定による館長が必要と認めた場合の午前8時30分から午前9時まで及

び午後 9 時30分から午後10時までの間の30分当たりの使用料の額は、500円とする。

- 3 使用区分（全日を除く。）を延長して使用する場合は正午から午後 1 時まで及び午後 4 時30分から午後 5 時30分までの間の30分当たりの使用料の額は、500円とする。
- 4 午前及び午後又は午後及び夜間の使用区分を継続して使用する場合は使用料の額は、当該使用に係る使用区分の使用料の額の合計額とする。
- 5 春日部市、蓮田市、白岡市、宮代町及び杉戸町に住所を有しない個人、法人又はその他の団体が使用する場合は使用料の額は、所定の使用料の額（前 3 項に該当する場合にあっては、これらの項の規定により計算した使用料の総額）に100分の150を乗じて得た額とする。
- 6 中央公民館ギャラリーの使用期間は、7 日以内とする。
- 7 使用料を計算する場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

別表第 3（第 9 条の 2、第14条関係）

庄和地区公民館の大ホール等使用料

施設等の名称	使用区分	使用料（円）
大ホール	午前	7,000
	午後	8,000
	夜間	8,000
	全日	23,000
舞台	午前	3,800
	午後	4,400
	夜間	4,400
	全日	12,600
楽屋（1）	午前	700
	午後	800
	夜間	800
	全日	2,300
楽屋（2）	午前	700
	午後	800
	夜間	800
	全日	2,300
附属設備	教育委員会規則で定める。	

備考

- 1 午前とは、午前 9 時から午後 0 時30分まで、午後とは、午後 1 時から午後 5 時まで、夜間とは、午後 5 時30分から午後 9 時30分まで、全日とは、午前 9 時から午後 9 時30分までをいう。
- 2 第 9 条の 2 ただし書の規定による館長が必要と認めた場合の午前 8 時30分から午前 9 時まで及び午後 9 時30分から午後10時までの間の30分当たりの使用料の額は、次の額とする。
 - （1）大ホール 1,000円
 - （2）舞台 550円
 - （3）楽屋（1） 100円
 - （4）楽屋（2） 100円
- 3 使用区分（全日を除く。）を延長して使用する場合は午後 0 時30分から午後 1 時まで及び午後 5 時から午後 5 時30分までの間の30分当たりの使用料の額は、次の額とする。
 - （1）大ホール 1,000円
 - （2）舞台 550円
 - （3）楽屋（1） 100円
 - （4）楽屋（2） 100円
- 4 午前及び午後又は午後及び夜間の使用区分を継続して使用する場合は使用料の額は、当該使用に係る使用区分の使用料の額の合計額とする。

- 5 春日部市、蓮田市、白岡市、宮代町及び杉戸町に住所を有しない個人、法人又はその他の団体が使用する場合の使用料の額は、所定の使用料の額（前3項に該当する場合にあっては、これらの項の規定により計算した使用料の総額）に100分の200を乗じて得た額とする。
- 6 施設等（附属設備を除く。）の使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料の額は、所定の使用料の額（第2項から前項までに該当する場合にあっては、これらの項の規定により計算した使用料の総額）に次に掲げる率を乗じて得た額とする。ただし、入場料等の額が2種類以上定められているときは、その最高額をもって入場料等の額とする。
- （1） 入場料等が1人当たり1,000円未満のとき 100分の120
 - （2） 入場料等が1人当たり1,000円以上3,000円未満のとき 100分の150
 - （3） 入場料等が1人当たり3,000円以上のとき 100分の200
- 7 使用料を計算する場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

春日部市公民館運営審議会条例

平成 17 年 10 月 1 日条例第 181 号
最終改正：平成 22 年 12 月 17 日条例第 55 号

(設置)

第 1 条 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、春日部市中央公民館（以下「中央公民館」という。）に春日部市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、中央公民館の館長の諮問に応じ、中央公民館及び地区の公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のうちから、春日部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第 6 条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育部中央公民館において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 19 年 4 月 30 日以前に委嘱された委員の任期は、同日までとする。

附 則（平成 22 年 12 月 17 日条例第 55 号）

この条例は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例

平成19年 6 月 18日 条例第33号

改正 平成23年12月16日 条例第17号

(目的)

第 1 条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第24条の規定に基づき、障害者、障害者を扶養する者及び介護者（以下「障害者等」という。）並びに障害者団体の利用に係る市の設置した公の施設の使用料又は利用料金（以下「使用料等」という。）を減額し、又は免除することにより、障害者等の経済的負担の軽減及び障害者の社会参加の促進を図り、もって障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

一部改正〔平成23年条例17号〕

(定義)

第 2 条 この条例において「障害者」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - (2) 都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第 1 項の指定都市の療育手帳制度に基づく療育手帳の交付を受けている者
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 2 この条例において「介護者」とは、障害者に現に付き添って介護をしている者（障害者 1 人につき、障害者に付き添って介護をしている者が 2 人以上いる場合は、1 人に限る。）をいう。
- 3 この条例において「障害者団体」とは、障害者又は障害者を扶養する者を主な構成員とする団体で、市長が適当と認めるものをいう。

(使用料等の減免)

第 3 条 障害者等又は障害者団体が市の設置した公の施設を利用する場合は、当該公の施設の使用料等を定めた条例の規定にかかわらず、規則で定めるところにより当該使用料等を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年10月 1 日から施行する。

附 則（平成23年12月16日 条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

春日部市公民館条例施行規則

平成17年10月1日教育委員会規則第5号
最終改正：令和6年3月29日教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、春日部市公民館条例（平成17年条例第180号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 中央公民館に次の担当を置く。

- (1) 管理担当
- (2) 事業担当

2 中央公民館は、地区の公民館（以下「地区公民館」という。）を所管する。

(職の設置)

第3条 中央公民館に館長及び担当に主幹又は主査、地区公民館に館長を置く。

2 前項に規定するもののほか、必要があると認めたときは、担当課長、主幹、主査及び主任を置くことができる。

3 前2項に規定する職のほか、主事、社会教育主事その他必要な職員を置く。

(職務)

第4条 中央公民館長は、上司の命を受け、公民館の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 地区公民館長は、上司の命を受け、公民館の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

3 担当課長、主幹、主査及び主任の職務については、春日部市教育委員会事務局組織規則（平成17年教育委員会規則第17号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(事務分掌)

第5条 担当の事務分掌は、次のとおりとする。

管理担当

- (1) 公民館運営審議会に関すること。
- (2) 公印の保管及び文書の処理に関すること。
- (3) 施設及び設備の管理に関すること。
- (4) 物品の出納及び保管に関すること。
- (5) 予算及び決算に関すること。
- (6) 公民館備品の管理に関すること。
- (7) 公民館施設及び設備の維持管理に関すること。
- (8) 公民館相互の連絡調整及び調査統計に関すること。
- (9) 公民館職員の専門研修に関すること。
- (10) 公民館職員の身分、服務及び厚生に関すること。
- (11) 公民館職員の諸給与及び旅費に関すること。
- (12) 他担当に属しないこと。

事業担当

- (1) 中央公民館の事業等の企画、実施及び報告に関すること。
- (2) 中央公民館の施設の使用に関すること。
- (3) 社会教育関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 地区公民館事業への専門的な助言及び指導に関すること。
- (5) 図書の管理及び閲覧に関すること。
- (6) 使用料に関すること。
- (7) その他公民館の事業等に関すること。

2 地区公民館の事務分掌は、次のとおりとする。

庶務に関する事務

- (1) 公印の保管及び文書の処理に関する事。
- (2) 施設及び設備の管理に関する事。
- (3) 物品の出納及び保管に関する事。
- (4) 図書の管理及び閲覧に関する事。
- (5) その他庶務に関する事。

事業に関する事務

- (1) 事業等の企画、実施及び報告に関する事。
- (2) 施設の使用に関する事。
- (3) 社会教育関係団体及び関係機関との連絡調整に関する事。
- (4) 使用料に関する事。
- (5) その他公民館の事業等に関する事。

一部改正〔平成19年教委規則10号・23年6号〕

(専決事項)

第6条 中央公民館長が専決できる事項は、規則に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設及び設備の使用に関する事。
- (2) 使用許可の取消しに関する事。
- (3) 行事の企画及び実施に関する事。
- (4) 所管備品の貸出しに関する事。
- (5) 使用料の徴収、減額、免除及び還付に関する事。
- (6) 地区公民館長の年次有給休暇に関する事。
- (7) 地区公民館長の時間外勤務（勤務時間外、週休日及び休日の勤務をいう。以下同じ。）に関する事。
- (8) 地区公民館長の週休日の指定及び振替に関する事。
- (9) 地区公民館長の宿泊を要しない出張命令及び復命に関する事。

2 地区公民館長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 職員の年次有給休暇に関する事。
- (2) 職員の時間外勤務に関する事。
- (3) 職員の週休日の指定及び振替に関する事。
- (4) 職員の宿泊を要しない出張命令及び復命に関する事。
- (5) 定期的又は軽易な往復文書に関する事。
- (6) 地区公民館で行う恒例又は軽易な事業に関する事。
- (7) 地区公民館の使用許可に関する事。
- (8) 使用料の徴収、減額、免除及び還付に関する事。

3 前項の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2の規定により降任若しくは転任をされた職員又は地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第10号）附則第4条第1項若しくは第2項又は同条例附則第5条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員が地区公民館長である場合における当該地区公民館長が専決できる事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定期的又は軽易な往復文書に関する事。
- (2) 地区公民館で行う恒例又は軽易な事業に関する事。
- (3) 地区公民館の使用許可に関する事。
- (4) 軽易な収入及び支出に関する事。

4 前3項の規定による専決をした者は、専決した事項であっても必要があると認めたときは、上司に報告しなければならない。

(代決)

第7条 中央公民館長が不在である場合においては、主務主幹がその事務を代決し、主幹を置かないときは、主務主査がその事務を代決する。

- 2 前項の規定は、地区公民館長が不在である場合に準用する。ただし、前条第3項の規定による地区公民館長が不在である場合においては、中央公民館長がその事務を決裁する。
- 3 代決した事項は、速やかに後関を受けるものとする。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

(報告)

第8条 地区公民館長は、毎年度及び毎月の事業計画書、事業報告書及び公民館利用状況報告書を中央公民館長に提出しなければならない。

- 2 中央公民館長は、毎年度の事業計画書及び事業報告書を春日部市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(許可手続等)

第9条 条例第6条第1項の許可を受けようとする者は、春日部市公民館使用申請書（様式第1号）、春日部市公民館使用（利用）申請書（様式第1号の2）、春日部市中央公民館ギャラリー使用申請書（様式第2号）又は春日部市庄和地区公民館大ホール等使用申請書（様式第3号）（以下これらを「申請書」という。）を館長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める日から受け付けるものとする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 中央公民館講堂兼体育館（講堂として使用しようとするとき。（条例別表第1に規定する中央公民館の施設を同時に使用するとき、これを含む。）） 使用する日が属する月の6か月前の月の初日

(2) 中央公民館ギャラリー 使用する日が属する月の6か月前の月の初日

(3) 庄和地区公民館大ホール等（条例別表第3に規定する施設（附帯して庄和地区公民館の音楽室又は集会室を同時に使用するとき、これを含む。））を使用するとき 使用する日が属する月の6か月前の月の初日

(4) その他の施設 使用する日が属する月の2か月前の15日。ただし、春日部市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成19年規則第83号。以下「利用規則」という。）の規定による抽選の当選者にあつては、使用する日が属する月の3か月前の15日から28日の間及び使用する日が属する月の2か月前の15日から28日の間とする。

- 3 館長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、条例第14条に規定する使用料を徴収し、春日部市公民館使用許可書兼領収書（様式第4号）、春日部市公民館使用（利用）許可書（様式第4号の2）及び領収書（様式第4号の3）、春日部市中央公民館ギャラリー使用許可書兼領収書（様式第5号）又は春日部市庄和地区公民館大ホール等使用許可書兼領収書（様式第6号）（以下これらを「許可書」という。）を使用者に交付するものとする。

- 4 条例第6条第1項又は条例第8条第3項の規定により、使用の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更し、又は取消しようとするときは、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに許可書を提示するとともに、春日部市公民館使用変更申請・取消届出書兼使用料還付申請書（様式第7号。以下「変更等申請書」という。）を館長に提出しなければならない。ただし、使用する日を変更しようとする場合は、第2項の規定を準用する。

(1) 第2項第1号、第2号又は第3号に掲げる施設 使用する日の30日前

(2) その他の施設 使用する日の7日前

- 5 館長は、前項の変更等申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、既納の使用料の差額又は全額を徴収し、又は還付し、春日部市公民館使用変更許可・取消通知書兼領収書兼使用料還付通知書（様式第8号。以下「変更等許可書」という。）を使用者に交付するものとする。

- 6 公民館の使用の許可を受けた者は、使用を開始する際に許可書（前項の許可を受けた者にあつては、許可書及び変更等許可書）を提示し、係員の指示に従わなければならない。

- 7 公民館の施設及び附属設備（中央公民館ギャラリーを除く。第17条において「施設等」という。）を引き続いて使用することができる期間は、1日とする。ただし、館長が必要と認めたときは、こ

れを変更することができる。

（使用の許可に係る予約）

第9条の2 前条第2項第4号に規定する使用の許可に係る予約については、利用規則に規定する
手続によるものとする。

（特別の設備等の承認）

第10条 条例第6条第1項の許可を受けた者が、当該施設に特別の設備をし、又は備付けの物品以外
の物品を使用しようとするときは、あらかじめ館長の承認を受けなければならない。

（附属設備の使用料）

第11条 条例別表により規則で定める附属設備の使用料は、別表のとおりとする。

（附属設備の使用許可手続）

第12条 前条の附属設備を使用するときは、館長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、春日部市公民館体育設備使用申請書（様式第9号）、春日部
市中央公民館陶芸窯使用申請書（様式第10号）、春日部市公民館使用（利用）申請書又は春日部市
庄和地区公民館大ホール等附属設備使用申請書（様式第11号）を館長に提出しなければならない。
ただし、この申請書は、使用する日の1か月前から受け付けるものとする。

3 館長は前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、前条に基づく
使用料を徴収し、春日部市公民館体育設備使用許可書兼領収書（様式第12号）、春日部市中央公民
館陶芸窯使用許可書兼領収書（様式第13号）、春日部市庄和地区公民館大ホール等附属設備使用許
可書兼領収書（様式第14号）又は春日部市公民館使用（利用）許可書及び領収書を使用者に交付す
るものとする。

4 別表イの附属設備のうち講堂移動観覧席については、第1項から第3項までの使用許可の手続き
によらず、別に館長が指定した方法によるものとする。

5 附属設備の使用の許可を受けた者が、許可事項を変更し、又は取消しようとするときは、第9
条第4項及び第5項の規定を準用する。

追加〔平成19年教委規則10号〕、一部改正〔平成28年教委規則10号・令和2年7号〕

（使用料の減免）

第13条 条例第15条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号
に定めるとおりとする。

（1）本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除

（2）春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程に基づく教育活動のために使用する
とき 免除

（減免の手続）

第14条 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用する日の7日前までに春日部市公民館使
用料減額・免除申請書（様式第15号）により館長に申請しなければならない。

2 館長は、前項の規定による申請のあったときは、審査のうえその可否を決定し、春日部市公民館
使用料減額・免除決定通知書（様式第16号）により申請した者に通知するものとする。

（使用料の還付）

第15条 条例第16条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号
に定めるとおりとする。

（1）条例第16条第1号又は第2号に該当するとき 全額の還付

（2）第9条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる施設において、使用する日の30日前までに
使用の許可を取り消す旨の申請があったとき 全額の還付

（3）第9条第2項第4号に掲げる施設において、使用する日の7日前までに使用の許可を取り消
す旨の申請があったとき 全額の還付

（4）前3号に掲げるもののほか、使用の許可の変更により既納の使用料に差額が生じたとき 当
該変更によって生じた額の還付

（還付の手続）

第16条 使用料の還付（第9条第5項の規定による還付を除く。）を受けようとする者は、許可書又は変更等許可書を提示し、春日部市公民館使用料還付申請書（様式第17号）を館長あて提出しなければならない。

2 館長は、前項の規定による申請のあったときは、審査のうえその可否を決定し、春日部市公民館使用料還付通知書（様式第18号）により申請した者に通知し、使用料を還付するものとする。

追加〔平成19年教委規則10号〕、一部改正〔平成20年教委規則8号・28年7号・10号〕

（使用終了の届出）

第17条 使用者は、条例第11条の規定により施設等を原状に回復したときは、速やかに館長に届け出なければならない。

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、春日部市公民館設置及び管理条例施行規則（平成5年春日部市教育委員会規則第8号）又は庄和町公民館管理規則（昭和60年庄和町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年3月27日教委規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成19年6月26日教委規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第9条第2項及び第10項の改正部分並びに附則第4項の規定は、平成19年8月1日から施行する。

（使用料の改定に伴う経過措置）

2 改正後の第9条（第2項を除く。）及び第12条から16条までの規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日以後の使用から適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

（1） 条例別表1（中央公民館の講堂の項を除く。）に掲げる施設等 平成19年11月1日

（2） 条例別表1の中央公民館の講堂の項及び別表第3に掲げる施設等 平成20年4月1日

3 改正後の別表の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日以後の使用から適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

（1） 別表ア（春日部市中央公民館の講堂の利用に係る附属設備を除く。）、別表イ及び別表ウの附属設備の使用に係る規定 平成19年11月1日

（2） 別表ア（春日部市中央公民館の講堂の利用に係る附属設備に限る。）及び別表エの附属設備の使用に係る規定 平成20年4月1日

（許可の申請をすることができる期間の短縮に関する経過措置）

4 平成19年8月1日から平成19年9月30日までの間に限り、春日部市中央公民館ギャラリー（2分の1に区分して使用しようとするとき。）、春日部市庄和地区公民館（春日部市庄和地区公民館大ホールを除く。）、春日部市庄和南公民館及び春日部市庄和北公民館において条例第6条第1項の許可の申請をすることができる期間は、平成19年8月1日から平成19年10月31日までとする。

（春日部市中央公民館ギャラリー使用料条例施行規則の廃止）

- 5 春日部市中央公民館ギャラリー使用料条例施行規則（平成17年教育委員会規則第6号）は、廃止する。

附 則（平成19年11月28日教委規則第13号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年2月1日から施行する。
（春日部市公民館条例施行規則の改正に伴う経過措置）
- 2 改正後の春日部市公民館条例施行規則第9条第2項第4号の規定は、平成20年5月1日からの施設の利用から適用し、同項第1号から第3号までの規定は平成20年11月1日からの施設の利用から適用する。

附 則（平成20年6月26日教委規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日前までに、改正前の春日部市公民館条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成23年5月25日教委規則第6号）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日教委規則第7号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月27日教委規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成31年3月26日教委規則第9号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月20日教委規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年12月22日教委規則第7号）

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日教委規則第5号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第11条、第12条関係）

ア 全館共通の附属設備

	名称	単位	使用料（円）
体育設備	卓球台	1 時間 1 台	200
	バドミントンコート用設備	1 時間一式	500

イ 中央公民館の附属設備

	名称	単位	使用料（円）
陶芸窯	素焼き 1 回		1,500
	本焼き 1 回		2,500
講堂移動観覧席	1 回		1,000

ウ 庄和地区公民館大ホールを使用する場合の附属設備

区分	名称	単位	使用料（円）
舞台	平台	1 台	100
	ピアノ	1 台	3,000
	金屏(びょう)風	1 双	300
	スクリーン	一式	1,000
	地絨パンチ	一式	1,000
音響	拡声装置	一式	3,000
	モニタースピーカー	1 台	1,000
	オープンデッキ	1 台	500
	カセットデッキ	1 台	400
	MDデッキ	1 台	400
	CDプレーヤー	1 台	400
	レコードプレーヤー	1 台	300
	サブミキサー	1 台	1,000
	エレベーターマイク	一式	1,000
	3点吊りマイク	一式	1,000
	ワイヤレスマイク	1 波	500
	コンデンサーマイク	1 本	500
	ダイナミックマイク	1 本	400
照明	ボーダーライト	1 回路	300
	アッパーホリゾン	1 回路	200
	ロアーホリゾン	1 回路	200
	フットライト	1 回路	200
	エフェクトライト	1 台	500
	エフェクトマシン	1 台	300
	ミラーボール	1 台	200
	照明操作卓	1 台	1,000
	ミラーボール	1 台	200
	照明操作卓	1 台	1,000
	ゴールドンスキャン	1 台	1,000
	ミニスキャン	1 台	500
	センターピンスポット	1 台	2,000
	ライト(1,000ワット)	1 台	200
	ライト(500ワット)	1 台	100
その他	16ミリ映写機	1 台	2,000
	スライド映写機	1 台	1,000
	OHP	1 台	1,000
	持込みによる電気使用料	1 k w 時	100

備考 この表による使用料は、条例別表に定める使用区分（1日を除く）ごとに、それぞれの使用をそれぞれ1回として計算する。

・様式第1号～18号（略）

春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例 施行規則（抄）

平成 19 年 6 月 18 日規則第 52 号

最終改正 令和 6 年 3 月 29 日規則第 41 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、春日部市障害者等の利用に係る公の施設使用料等減免条例（平成 19 年条例第 33 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（団体の登録等）

第 2 条 条例第 2 条第 3 項に規定する「障害者団体」とは、団体の過半数が障害者又は障害者を扶養する者で構成されるものとし、あらかじめ市に登録するものとする。

2 前項の規定による登録又は更新（以下「登録等」という。）を受けようとする団体は、春日部市障害者等の施設使用料等減額団体登録（更新）申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により登録等の申請があった場合において、登録等を適当と認めるときは、春日部市障害者等の施設使用料等減額団体登録（更新）決定通知書（様式第 2 号）及び春日部市障害者等の施設使用料等減額団体登録証（様式第 3 号。以下「団体登録証」という。）を登録団体に交付し、登録等を不適当と認めるときは、春日部市障害者等の施設使用料等減額団体登録（更新）不承認通知書（様式第 4 号）により当該団体に通知するものとする。

4 団体登録証の有効期間は、登録を受けた日から 1 年間とする。

5 第 3 項の規定により登録の更新を受けた場合の団体登録証の有効期間は、更新前の登録の有効期間が満了する日の翌日から起算して 1 年間とする。

6 第 3 項の規定により登録された団体（以下「登録団体」という。）は、第 2 項の規定により申請した事項に変更が生じたとき、又は登録を辞退しようとするときは、春日部市障害者等の施設使用料等減額団体登録内容変更（辞退）届（様式第 5 号）により速やかに届け出なければならない。

7 市長は、登録団体が虚偽の申請その他不正な使用をしたと認めるときは、登録を取り消すことができる。

（団体登録証の再交付）

第 3 条 登録団体は、団体登録証を紛失、破損又は汚損等した場合には、当該団体登録証の再交付を春日部市障害者等の施設使用料等減額団体登録証再交付申請書（様式第 6 号）により、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、団体登録証を再交付するものとする。

（減免する使用料等）

第 4 条 条例第 3 条の規定により減額し、又は免除することができる使用料等は、別表の左欄に掲げる使用料等とし、当該使用料等の利用者の区分及びその内容は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

（減免の申請）

第 5 条 条例第 3 条の規定により使用料等の減免を受けようとするものは、あらかじめ利用しようとする公の施設の長等に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によって申請するものとする。

- （1） 障害者 当該障害者が交付を受けている身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものとして市長が認めるもの（以下「手帳等」という。）の提示
- （2） 障害者を扶養する者 その扶養する障害者が交付を受けている手帳等の提示
- （3） 介護者 障害者に現に付き添って介護をしている者である旨の申出
- （4） 登録団体 団体登録証の提示

(端数計算)

第6条 別表の規定により使用料等を減額して算定する場合において、当該金額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和6年3月29日規則第41号抄)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

使用料等の名称	利用者の区分及びその内容	
	障害者等のみで使用する場合	障害者団体が使用する場合
以上略	以上略	以上略
春日部市中央公民館の使用料等	免除	減額 (当該使用料等の額の2分の1に相当する額を減額することをいう。以下同じ。)
春日部市粕壁南公民館の使用料等	免除	減額
春日部市内牧地区公民館の使用料等	免除	減額
春日部市内牧南公民館の使用料等	免除	減額
春日部市豊春地区公民館の使用料等	免除	減額
春日部市豊春第二公民館の使用料等	免除	減額
春日部市武里地区公民館の使用料等	免除	減額
春日部市武里東公民館の使用料等	免除	減額
春日部市幸松地区公民館の使用料等	免除	減額
春日部市幸松第二公民館の使用料等	免除	減額
春日部市豊野地区公民館の使用料等	免除	減額
春日部市藤塚公民館の使用料等	免除	減額
春日部市武里南地区公民館の使用料等	免除	減額
春日部市武里大枝公民館の使用料等	免除	減額
春日部市庄和地区公民館の使用料等	免除	減額
春日部市庄和南公民館の使用料等	免除	減額
以下略	以下略	以下略

様式第1～6号 (第2条関係)

(略)

春日部市公民館印刷機、複写機及び電話機の利用による実費徴収要綱

令和4年3月25日要綱第62号

(目的)

第1条 この要綱は、春日部市が設置する公民館（以下「公民館」という。）の利用者の社会教育活動を支援し、利便性を向上するため、公民館に設置されている印刷機及び複写機（以下「印刷機等」という。）並びに事務室内に架設されている電話機（以下「電話機」という。）を利用する場合に徴収する実費その他必要な事項を定めるものとする。

(利用の対象)

第2条 印刷機等の利用は、公民館を利用して行っている社会教育活動及び地域のコミュニティ活動を実施している団体の活動に係る資料を作成する場合に限るものとする。

2 電話機の利用は、公民館利用者（以下「利用者」という。）に限るものとする。

(利用の条件)

第3条 利用者が電話機を利用する場合は、公民館の職員が確認するものとする。

(実費の額)

第4条 印刷機等の利用に係る原紙代、インク代等の実費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、実費の合計額を計算する場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(1) 印刷機による原紙の作成 原紙1枚につき50円

(2) 印刷機による印刷 1面につき0.3円

(3) 複写機による複写 複写1面につき10円

2 印刷機を利用する場合の用紙は、印刷機を利用する者が持参するものとする。

3 電話機の利用に係る実費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市内（IP電話（インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役割をいう。）を含む。）にかけた場合 3分につき10円

(2) 市外又は携帯電話にかけた場合 1分につき10円

(実費の納付)

第5条 印刷機等及び電話機の実費は、利用後、ただちに公民館長へ納付しなければならない。

2 公民館長は、印刷機等の実費の納付については印刷機等使用報告書（様式第1号）及び印刷機等実費処理簿（様式第2号）を、電話機利用の実費については私用通話使用簿（様式第3号）を備え付けなければならない。

(利用時間)

第6条 印刷機等及び電話機を利用できる時間は、公民館の開館日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(春日部市公民館印刷機及び複写機の利用による実費徴収要綱の廃止)

2 春日部市公民館印刷機及び複写機の利用による実費徴収要綱（平成27年4月1日制定）は、廃止する。

春日部市公民館条例施行規則別表アの全館共通の附属設備の取扱要領

(趣旨)

第1 春日部市公民館条例施行規則（以下「規則」という。）別表アの全館共通の附属設備（以下「体育設備」という。）の使用に関し、利用者の間の負担の公平性を確保するため、体育設備の使用に関する取扱いを定める。

(施設使用)

第2 体育設備を使用する場合における使用する公民館施設（以下「体育室等」という。）については、各公民館において確保し、提供するものとする。

(使用の手続き)

第3 体育設備を使用する者は、前項の規定により、規則第9条に規定する体育室等の許可手続きを要しない。併せて、公民館による施設使用許可手続きも省略するものとする。

(使用料)

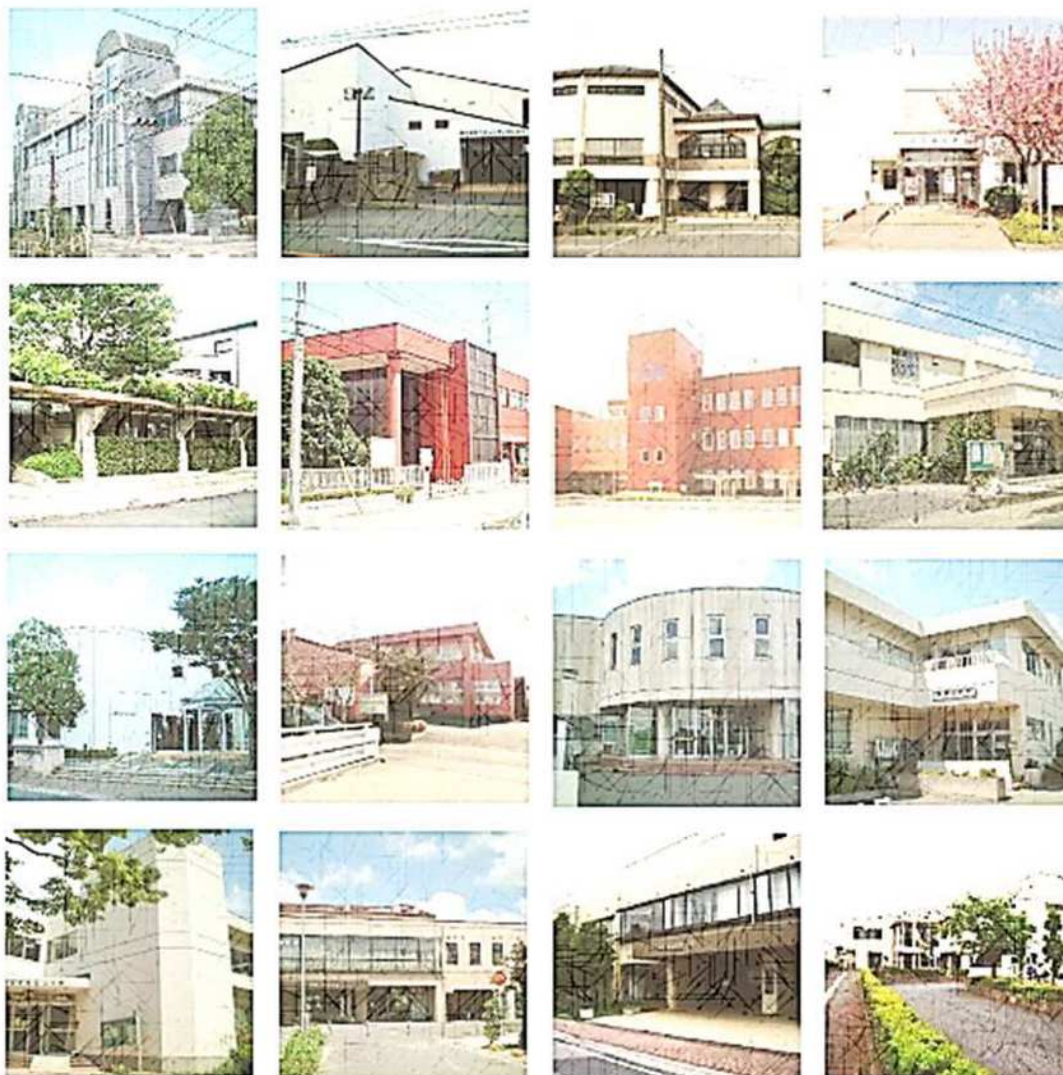
第4 体育設備を使用する場合の体育室等の使用料は、発生させないものとする。

(その他)

第5 その他体育設備の使用手続きに関し必要な事項は、当該館長が処理をする。

(施行期日)

この要領は、平成19年10月1日から適用する。



令和6年度春日部市の公民館

令和6年度事業計画

令和5年度事業のまとめ

発行日 令和6年7月1日

編集発行 春日部市中央公民館
春日部市粕壁 6918 番地 1

Tel 048-752-3080

Fax 048-754-0158